

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コメリパワー小千谷店
所在地 小千谷市千谷川4丁目437
設置者 株式会社コメリ
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 6,195平方メートル
(変更後) 8,735平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 駐輪場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社コメリ 建物1 午前9時から午後9時
(変更後) 株式会社コメリ 建物1 午前9時から午後9時
建物2 午前6時30分から午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場1 午前8時30分から午後9時30分
(変更後) 駐車場1 午前8時30分から午後9時30分
駐車場2 午前6時から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 駐車場1 出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 駐車場1 出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
駐車場2 出入口の数 2箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設1 午前8時から午後6時
(変更後) 荷さばき施設1 午前8時から午後6時
荷さばき施設2 午前6時から午後9時
- 3 変更年月日
平成30年2月21日
- 4 変更の理由

建物2（資材館）の新設を計画し、これに伴い施設の配置と運営に係る事項に変更が生じるため。

- 5 届出年月日
平成29年6月20日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年10月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp